

年金受給等支援事業業務公募プロポーザル審査基準

1 審査方法

審査は、プロポーザル参加者（以下「参加者」という。）によるプレゼンテーション、提案書及び見積書を基に、提案内容の優劣を審査することにより、業務委託候補者を選定する。

2 審査基準

- (1) 評価は審査委員審査による評価点を基に行う。
- (2) 審査委員審査による評価点は、審査委員1人当たり30点満点とする。
- (3) 「年金受給等支援事業公募プロポーザル実施要領」2(4)に定める委託料上限額を上回った見積書を提出した参加者は、失格とする。
- (4) 評価項目1及び2の合計点が12点未満の評価点を付けた審査委員がいる参加者は失格とする。
- (5) 審査委員会は、原則として、2(2)の評価点の最も高い提案をする事業者を最優秀企画提案事業者とする。
また、評価点の最も高い提案をする事業者が複数ある場合などは、審査委員会で協議の上、最優秀企画提案事業者を選定する。
- (6) 埼玉県は審査委員会の選定を基に、総合的に判断して、当該事業の業務委託候補者を選定する。

審査委員審査に係る評価項目及び評価の視点

評価項目（配点）	評価の視点
1 業務の実施体制・実施計画 (15点)	・実施体制、事業遂行能力の明確性 ・受給権発見目標件数、年金受給金額の目標額 ・事業スケジュールの妥当性
2 業務の実施手法及び独自性 (15点)	・生活保護受給者等の各種記録を年金受給へとつなげる具体的手法 ・福祉事務所、ケースワーカーとの連携の具体的手法 ・その他社会保険制度の活用に関する手法